

株券電子化と 究極の端株対策

端株とは、端株原簿に記載されている1株に満たない株式を指し、会社法では端株制度は存在しないので、旧商法時代の名残の制度です。

端株については、2009年1月からの株券電子化制度ではその存在が認められていないため、現に端株を発行している端株制度採用会社は、電子化実施日前に端株をなくす対応をとる必要があります。

端株をなくす方法としては、端株の買い取りによる金庫株化や買増請求の促進、定款変更による端株制度の廃止などの端株主以外の株主に影響を与えない方法が想定されていたところでした。

ところが昨年、三菱UFJグループが、株式の

1000分割を実施しました。過去においても、これほどの株式分割はありません。狙いは、①端株主の救済、②投資単位を現在の1株から100株にくくり直して最低売買額を10分の1に引き下げ、個人株主の増加を図ること、です。

即ち、1株につき1000分割するという事は、0.1株の端株主に、100株の株式が交付されることですから、端株主は株主となり、電子化に伴う無効化から救済されることとなります。

同じく、みずほフィナンシャルグループも、来年1月端株解消及び売買金額引き下げの手段として、株式の無償割当を実施するとしています。基本的な効果は、株式分

割と同じです。具体的には、1株当たり999株の無償割当を実施します。したがって、0.1株の端株主にとっては、99.9株の交付ということになります。結果的に、100株の株主になることになり、端株の解消になります。

数年前、IT関連会社が株式の100分割を繰り返し急成長したものの、幾つかの不祥事が発覚し、極端な株式分割は一種の錬金術のようなものだと批判の目が向けられたことを想起すると様変わり之感があります。

株式分割・無償割当では、発行会社には会社財産や資本金に変動がありませんので、課税関係は生じません。また、株式の分割・無償割当で株式の交付を受けた株主にも、原則として、課税関係は生じませんが、株式の取得価額についての調整計算は必要です。

7日は立冬。立冬の朝を「今朝の冬」といいます。暦どおりに季節は巡ってきます。年末調整の準備に入らなければなりません。年末調整は、毎月の給料や賞与から源泉徴収した税額と、本来の年税額とを比較して、その過不足を精算する手続です。年末調整をスムーズに行うために、11月中から前もって準備をしておきましょう。



今日一字覚え
明日一字覚え、
久しければすなわち博学となる。

(儒学者 中井竹山)

11月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○10月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税予定納税額の減額申請	17日	○9月決算法人の確定申告	
○9月決算法人の確定申告	12月1日	○21年3月決算法人の中間(予定)申告	
○21年3月決算法人の中間(予定)申告	〃		
○所得税予定納税額の第2期分納付	〃		
○特別農業所得者の予定納税	〃	○個人事業税の第2期分納付	
	<small>(地方条例による)</small>		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。